

あきる野市・日の出町・檜原村・奥多摩町地域

循環型社会形成推進地域計画

(第2期)

【変更】

あきる野市
日の出町
檜原村
奥多摩町
西秋川衛生組合

平成27年11月25日

平成28年12月20日 変更報告

平成29年12月 8日 変更承認

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) 広域化の検討	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	3
(2) 生活排水処理の現状	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	4
(4) 生活排水処理の目標	6
3 施策の内容	7
(1) 発生抑制、再利用の推進	7
(2) 処理体制	10
(3) 処理施設等の整備	13
(4) その他の施策	13
4 計画のフォローアップと事後評価	14
(1) 計画のフォローアップ	14
(2) 事後評価及び計画の見直し	15

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町

面積 432.47km²

人口 106,534人（平成27年3月31日現在）

（内訳）

市町村	あきる野市	日の出町	檜原村	奥多摩町	構成区域
面積	73.34	28.08	105.42	225.63	432.47
人口（人）	81,619	17,059	2,373	5,483	106,534

* 参考として「対象地域図」を添付資料1に示す。

(2) 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

あきる野市、日の出町、檜原村及び奥多摩町地域（以下「4市町村地域」という。）は、東京都の西部に位置している。4市町村地域の東部地区は、郊外型の大規模店舗の進出もみられる。一方、西部地区は豊かな自然環境に恵まれて、都心や近県からの観光客で賑わっている。

このような地域特性を有することから、家庭系ごみのほか観光ごみの排出も多いものと思われる。

また、生活排水処理については、公共下水整備を中心として処理率が向上しており、これに伴い、し尿処理施設におけるし尿、浄化槽汚泥の処理量は減少している。

今後の基本方針としては、次の事項を基本的な方策として、資源循環型社会形成を目指すものである。

ア 生活環境の確保

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「ごみ処理基本計画」という。）に基づき、ごみを速やかに収集・運搬し、衛生的な生活環境の保全に努める。

イ 循環型社会形成の推進

ごみ処理基本計画に基づき、排出抑制の徹底及び再資源化量の増加を目指すとともに、廃棄物の発生から最終処分まで衛生的で適正な収集・運搬、処理・処分を行う。

- ・減量化・再使用：4市町村と西秋川衛生組合が連携して、啓発活動を推進する。
- ・再資源化：4市町村と西秋川衛生組合が連携して、ごみ分別収集の徹底を図り、資源化率向上を推進し、さらに再生品等の積極利用を促進する。
- ・余熱利用：ごみ焼却熱の有効利用を図る。

ウ 中間処理施設の適正管理

資源化できないごみについては、長期的に安定した処理性能を有する中間処理施設において適正処理を行うとともに、併せて費用対効果が高く、かつ適正な維持管理を継続的に図るものとする。

エ 最終処分場の延命

適正なごみの処理・処分を完結させるため、減量化・減容化により最終処分場への負荷の軽減を図るとともに、中長期的な処理・処分体系を確保することにより延命を図る。

オ 生活排水処理の推進

生活排水については、一般廃棄物（生活排水）処理基本計画に基づき、下水道による処理を主体とし、下水道計画区域にあつては公共下水道の整備と未接続家庭等の接続率の向上を図り、下水道計画区域外の区域では、合併処理浄化槽の設置を推進する。

また、4市町村と連携し、西秋川衛生組合で運営している現有のし尿処理施設は、老朽化に加え下水道の普及により処理量が減少し、施設規模が過大となっていることから、平成30年度竣工を目途に、適正な規模で施設の更新を行う。

新施設は、省エネ、省資源、資源化に配慮した汚泥再生処理センターとする。

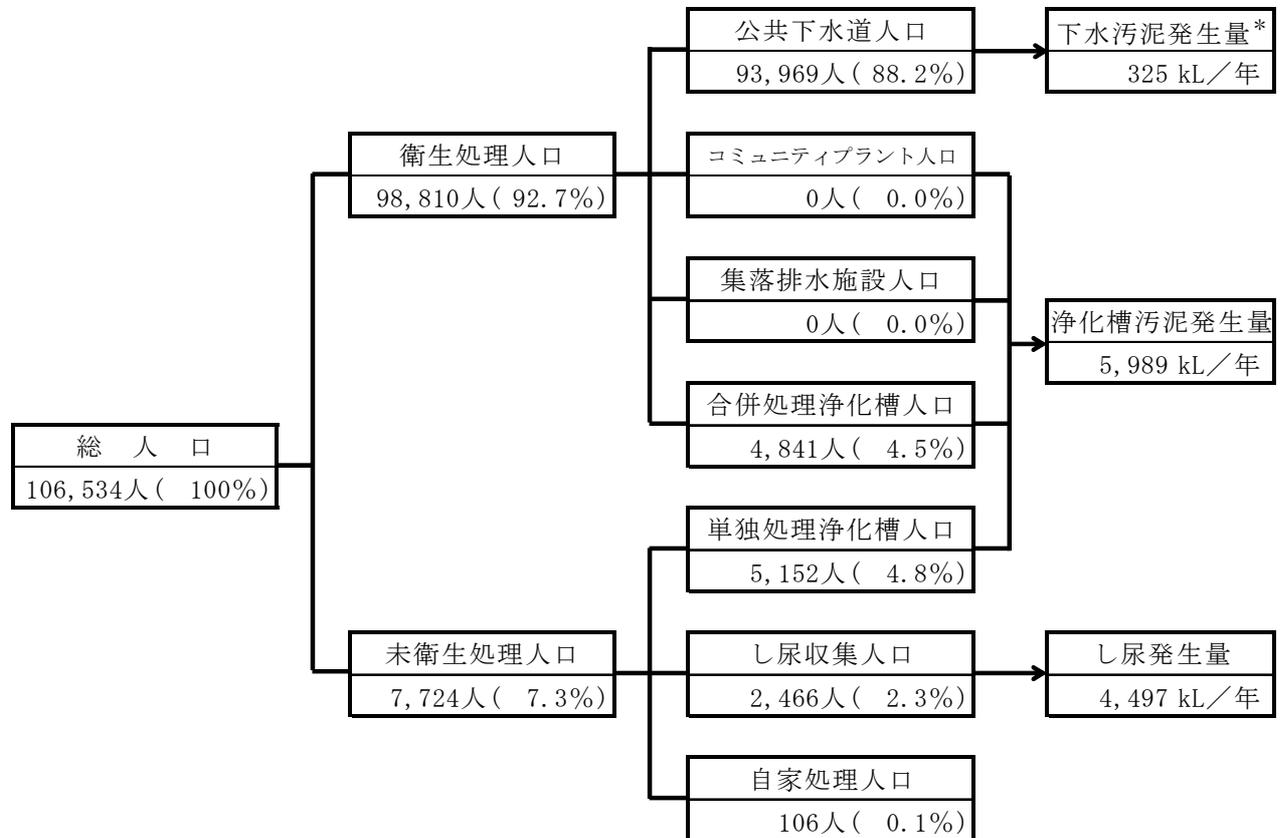
（４）広域化の検討

現在、4市町村地域では西秋川衛生組合を構成し、ごみの中間処理、最終処分及びし尿・浄化槽汚泥の処理に関して広域的な対応を実施している。

今後も、このような広域的な取り組みにより、効率的なごみ及びし尿等の処理・処分を継続していくものとする。

処理率は92.7%である。

し尿発生量は4,497kL/年、浄化槽汚泥発生量は5,989kL/年であり、処理・処分量は10,486kL/年である。このほか、奥多摩町小河内浄化センターの下水汚泥発生量は325kL/年である。



*) 奥多摩町小河内浄化センターの下水汚泥発生量

図2 生活排水の処理状況フロー（平成26年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間内においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標 ・ 単 位		現状（割合※1） （平成26年度）	目標（割合※1） （平成33年度）
排 出 量	事業系 総排出量※2	— トン	— トン —
	1事業所当たりの排出量	0.0 トン/事業所	0.0 トン/事業所 —
	家庭系 総排出量	31,425 トン	31,156 トン - (0.9%)
	1人当たりの排出量※3	229.9 kg/人	229.9 kg/人 (0.0%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	31,425 トン	31,156 トン - (0.9%)
再生利用量	直接資源化量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
	総資源化量	10,727 トン (34.1%)	10,704 トン (34.4%)
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）	8,621 MWh	8,526 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	22,250 トン (70.8%)	21,997 トン (70.6%)
最終処分量	埋立最終処分量	1,521 トン (4.8%)	1,505 トン (4.8%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量合計に対する割合

※2 「事業系 総排出量」は、家庭系と併せて収集しているため、「事業系 総排出量」のみの算出は不能

※3 1人当たりの排出量 = (家庭系ごみの排出量 - 家庭系ごみの資源ごみ量) / 人口

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず排出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）

減量化量：中間処理量と処理後の残渣量の差

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和

最終処分量：埋立処分された量

熱回収量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量

人口：106,534人（平成27.3.31現在）、105,719人（推計：平成33.3.31現在）

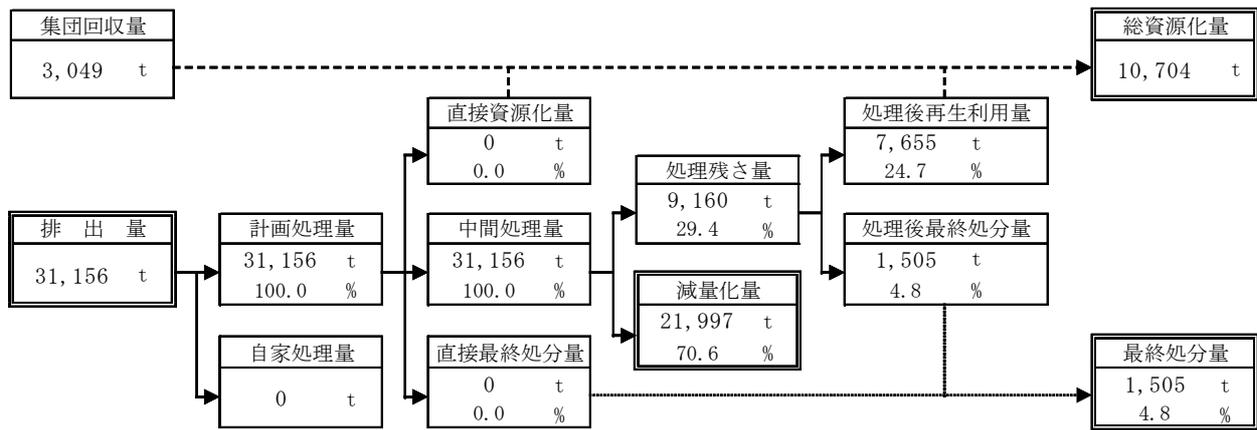


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成33年度）

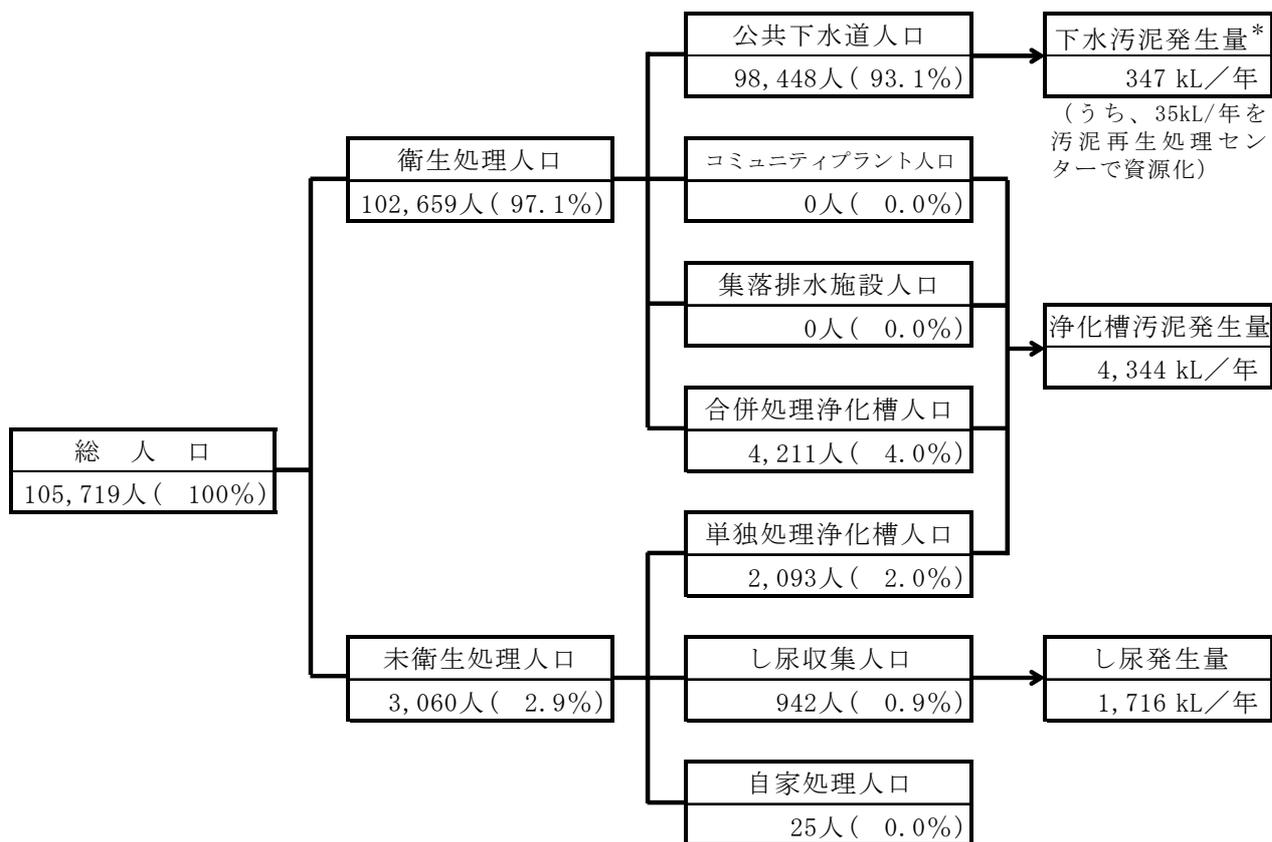
（4）生活排水処理の目標

生活排水処理の目標は、表2に掲げるとおり汚水衛生処理率の向上を目指し、下水道及び合併処理浄化槽の整備を進めるとともに、し尿処理施設の効率的な整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

	平成26年度実績（割合）	平成33年度目標（割合）
処理形態別人口合計	106,534人	105,719人
1. 水洗化・生活雑排水処理人口	98,810人（92.7%）	102,659人（97.1%）
(1) コミュニティプラント人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
(2) 合併処理浄化槽人口	4,841人（4.5%）	4,211人（4.0%）
(3) 下水道人口	93,969人（88.2%）	98,448人（93.1%）
(4) 集落排水施設人口	0人（0.0%）	0人（0.0%）
2. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）	5,152人（4.8%）	2,093人（2.0%）
3. 非水洗化人口	2,572人（2.4%）	967人（0.9%）
(1) し尿収集人口	2,466人（2.3%）	942人（0.9%）
(2) 自家処理人口	106人（0.1%）	25人（0.0%）
し尿・汚泥量の合計	10,486 kL/年	6,060 kL/年
し尿発生量	4,497 kL/年	1,716 kL/年
浄化槽汚泥発生量	5,989 kL/年	4,344 kL/年

※汚水衛生処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口／処理形態別人口合計



*）奥多摩町小河内浄化センターの下水汚泥発生量

図4 目標達成時の生活排水の処理状況フロー（平成33年度）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再利用の推進

ア ごみの有料化

あきる野市では平成16年度から戸別収集・有料化を実施し、ごみの減量化に努めている。今後も、一層の排出抑制に向けて努力するとともに、必要に応じて制度の見直しを図っていくこととする。

また、日の出町においても、現在、戸別収集・有料化を実施しており、ごみの減量化を図っている。さらに檜原村では、戸別収集・有料化について検討を行っているが、山間及び高齢者世帯が多いなど、地域特性による課題がある。

奥多摩町では、ごみ処理手数料について平成9年度より定額制従量併用型による料金体系となっていたが、本組合の構成市町村となり、平成26年1月より指定有料袋による収集を行っている。

イ 環境教育、普及啓発、助成

4市町村地域の住民、学校及び関係団体等を対象とした見学会等の積極的な受け入れや、ホームページ等による啓発活動に努めている。さらにリサイクルフェアの開催やごみ情報誌の配布などを実施し、情報の収集・提供を図るとともに、生きた環境教育の普及啓発を推進する。

また、4市町村では、集団回収補助事業や生ごみ堆肥化（コンポスト）容器等の購入に対する一部補助を行っているが、その仕組みや補助金額の見直しなどを行い、充実と推進を図る。

ウ マイバッグ運動、レジ袋対策

あきる野市では、ごみ発生抑制の推進等に係る課題を解決するため、公募市民、事業者等により「ごみ会議」を設置し、ごみ減量意識の向上のための活動を行っている。

また、リサイクルフェア等のイベントでは、レジ袋削減のためのマイバッグの無料配布やキャンペーンを実施している。

4市町村地域内では、スーパーマーケットや小売店の協会により、マイバッグを持参した住民に対し、スタンプカード制度による還元を実施している。

レジ袋対策については、当面、小売業者による独自の取り組みを見守ることとするが、行政として情報提供などによる積極的な関与を行っていくものとする。

エ 資源化の推進

住民、関係団体、事業者及び行政の連携を図り、以下の事項を推進する。

- (ア) 地域等を単位とした集団回収による新聞・雑誌類等の資源化をさらに促進する。
- (イ) 生ごみ堆肥化容器等の利用により、学校、町内会・自治会単位の厨芥類の減容化と再生利用を促進する。
- (ウ) 地域内の飲食店と協力して、割り箸を使わず、箸の洗浄による再利用の推進について検討する。

表3 主な補助制度の取組み

	あきる野市	日の出町	檜原村	奥多摩町										
集団回収	[対象物・補助額] 古紙類1kgにつき9円 鉄類1kgにつき9円 アルミ・銅等の金属 1kgにつき18円 びん類1本につき9円 カレット1kgにつき9円 ビンケース1個につき9円	[対象物・補助額] 古紙類1kgにつき9円 鉄干地1kgにつき9円 アルミ1kgにつき18円 びん類1本につき9円 ビンケース1個につき9円	[対象物・補助額] 古紙類1kgにつき9円 びん類1本につき9円	[対象物・補助額] 古紙類1kgにつき12円 古着布1kgにつき12円 鉄類1kgにつき12円 アルミ1kg50円 酒・醤油びん1本につき12円 ビールビン1本につき12円 カレット1kgにつき12円										
家庭用生ごみ処理装置等の購入	[補助額] <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>コンポスト容器</td> <td>購入費の1/2 (限度額3千円)</td> </tr> </table> [利用件数] コンポスト容器 24年度：20基 25年度：16基 26年度：9基	コンポスト容器	購入費の1/2 (限度額3千円)	[補助額] <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>生ごみ処理機</td> <td>購入費の50%以内 (限度額2万2千円)</td> </tr> <tr> <td>コンポスト容器</td> <td>購入費の50%以内 (限度額1,800円)</td> </tr> </table> [利用件数] 生ごみ処理機 24年度：9基 25年度：7基 26年度：4基 コンポスト容器 24年度：4基 25年度：4基 26年度：9基	生ごみ処理機	購入費の50%以内 (限度額2万2千円)	コンポスト容器	購入費の50%以内 (限度額1,800円)	[補助額] <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>生ごみ処理機(平成20年度開始)</td> <td>購入費の1/2(限度額3万円)</td> </tr> </table> [利用件数] 生ごみ処理機 24年度：1基 25年度：0基 26年度：0基	生ごみ処理機(平成20年度開始)	購入費の1/2(限度額3万円)	[補助額] <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>コンポスト容器</td> <td>購入費の4/5 (限度額1万1千円)</td> </tr> </table> [利用件数] コンポスト容器 24年度：5基 25年度：124基 26年度：7基	コンポスト容器	購入費の4/5 (限度額1万1千円)
コンポスト容器	購入費の1/2 (限度額3千円)													
生ごみ処理機	購入費の50%以内 (限度額2万2千円)													
コンポスト容器	購入費の50%以内 (限度額1,800円)													
生ごみ処理機(平成20年度開始)	購入費の1/2(限度額3万円)													
コンポスト容器	購入費の4/5 (限度額1万1千円)													

オ 生活排水対策

河川等公共用水域の浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、広報、啓発活動を積極的に行う。

(ア) 家庭における浄化対策の推進

住民に対して、生活排水対策の必要性についての啓発を行っていくとともに、広報等により家庭で誰もがができる「家庭での浄化対策」を推進していく。

(イ) 浄化槽の適正な維持管理等に関する啓発

住民に対して、浄化槽に関する正しい知識や、適正な維持管理の必要性を広報等により啓発していく。また、浄化槽維持管理業者に対しては、適正な保守点検を行うよう啓発していく。

(ウ) 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道認可区域以外の地域において、合併処理浄化槽の普及を促進するため、広報、啓発活動を行っていく。

(2) 処理体制

ア 家庭ごみ処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。今後の処理体制は、次のとおりとする。

- (ア) 現在、構成市町村間において一部異なっている分別区分について、できる限りの統一を行い、ごみの効率的な収集と処理の促進を図る。
- (イ) 新たな熱回収施設の稼働開始により、焼却灰の熔融処理による資源化、発電及び温水利用を実行している。今後も、この体制を継続しリサイクル率及び熱回収率の向上に努める。
- (ウ) 粗大ごみ、臨時多量ごみ等については、4市町村及び西秋川衛生組合による協議の上、直接搬入について検討する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみの減量やリサイクルを進めるため、大規模事業所に対するごみ減量及び再利用に関する計画書の提出について徹底するとともに、計画の確実な実施を促していくこととする。また、事業系ごみの適正な処理をさらに推進するため、情報収集や情報提供を行うことにより事業者の意識啓発を図り、事業所単位の循環型を指導していくものとする。

また、奥多摩町では、事業系一般廃棄物は、排出責任者によって直接搬入されているが、有料化等も含め処理体制については今後他の3市町村との出来る限りの統一を図る。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は、産業廃棄物の受入、処理を行っていない。この方向は今後も継続していく方針である。ただし、新設する汚泥再生処理センターにおいては奥多摩町小河内浄化センターの下水汚泥をし尿及び浄化槽汚泥と併せて処理するものとする。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水処理については、引き続き、市街化区域における公共下水道の計画的な整備を推進する。公共下水道認可区域以外の地域では合併処理浄化槽の計画的な整備を推進する。

し尿及び浄化槽汚泥については、現在、し尿処理施設（玉美園）で処理を行っている。今後は、有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）として整備し、衛生処理を継続するとともに、発生する汚泥を奥多摩町特定環境保全公共下水道終末処理場の余剰汚泥とともに資源化（助燃剤化）して、有機性資源の有効利用を推進する。

オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 分別区分の統一化により、ごみの収集・処理効率の向上を図るとともに、熱回収施設での溶融処理による資源化の促進、熱回収による発電及び温水利用を継続する。
- ◇ 事業系一般廃棄物については、大規模事業所におけるごみ減量及び再利用に関する計画の確実な実施を促すとともに、事業所単位の循環型の指導により事業系一般廃棄物の発生抑制を図る。
- ◇ 産業廃棄物については、今後も処理・処分は行わない方針とする。ただし、新設する汚泥再生処理センターにおいては奥多摩町小河内浄化センターの下水汚泥をし尿及び浄化槽汚泥と併せて処理するものとする。
- ◇ 市街化区域における公共下水道の計画的な整備を推進する。公共下水道認可区域以外の地域では合併処理浄化槽の計画的な整備を推進する。
- ◇ 新たに整備する有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）において、し尿、浄化槽汚泥及び有機性廃棄物である下水汚泥を併せて処理するとともに、汚泥の助燃剤化により資源回収し、有効利用を図る。

表4 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成 26 年度)					
分別区分	処 理 方 法		処 理 施 設 等	処理実績 (トン)	
可燃ごみ	焼却 (熱回収)	発電 温水利用	・高尾清掃センター熱回収施設 スラグ→再生利用 金属→売却 ・西秋川最終処分場 飛灰→埋立	24,500	
不燃ごみ	破碎・焼却 (熱回収)		・西秋川衛生組合 ・破碎施設で破碎後、焼却 (熱回収) スラグ→再生利用 金属→売却 ・西秋川衛生組合最終処分場 飛灰→埋立	514	
粗大ごみ			〔・奥多摩町クリーンセンター 不燃物処理・資源化施設で選別等 ・奥多摩町最終処分場〕	889	
資 源	缶類	リ サ イ ク ル	圧縮・売却	657	
	ペットボトル		圧縮・梱包・再資源化	157	
	びん類		再資源化	872	
	紙類		売却	ストック	3,250
	布類		売却	ストック	488
	その他の資源		売却	ストック	47
	有害ごみ		委託	再資源化	ストック



今 後 (平成 33 年度)					
分別区分	処 理 方 法		処 理 施 設 等	処理予測 (トン)	
可燃ごみ	焼却 (熱回収)	発電 温水利用	・高尾清掃センター熱回収施設 スラグ→再生利用 金属→売却 ・西秋川最終処分場 飛灰→埋立	24,237	
不燃ごみ	破碎・焼却 (熱回収)		・西秋川衛生組合 ・破碎施設で破碎後、焼却 (熱回収) スラグ→再生利用 金属→売却 ・西秋川衛生組合最終処分場 飛灰→埋立	505	
粗大ごみ			〔・奥多摩町クリーンセンター 不燃物処理・資源化施設で選別等 ・奥多摩町最終処分場〕	863	
資 源	缶類	リ サ イ ク ル	圧縮・売却	653	
	ペットボトル		圧縮・梱包・再資源化	156	
	白色トレイ		密封・再資源化	〔・奥多摩町クリーンセンター 不燃物処理・資源化施設で選別等〕	66
	びん類		再資源化	866	
	紙類		売却	ストック	3,228
	布類		売却	ストック	485
	その他の資源		売却	ストック	47
有害ごみ	委託	再資源化	ストック	50	

※家庭ごみの具体的な分別区分については、〔添付資料3〕に示す。

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	有機性廃棄物リサイクル推進施設	(仮称)西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備事業	24kL/日	あきる野市小川東一丁目地内	H28～H30

(整備理由)

事業番号1 老朽化及び過大化している現有し尿処理施設を適正規模に更新するため、及びし尿処理汚泥の再生利用を促進するため

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表6のとおり行う。

表6 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業名	直近の整備済基数(基) (平成26年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
2	浄化槽設置整備事業				
	あきる野市	1,630	70	425	H28～H32
	檜原村	104	5	25	H28～H32
3	浄化槽市町村整備推進事業				
	奥多摩町	222	8	40	H30～H32

あきる野市の整備計画基数には、単独撤去5基を含む。

奥多摩町の整備計画基数には、単独撤去8基を含む。

(4) その他の施策

4市町村地域における循環型社会を形成する上で、次の施策を実施してきたが、今後も継続・推進を図るものとする。

ア 再生利用品の拡大事業

熱回収施設により生成された溶融スラグについては、コンクリート又はアスファルトの骨材、路盤材及びコンクリートの2次製品の骨材等として用いることとしている。また、金属は鉄やアルミに分別し、再利用する。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づき、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、さらなる普及啓発を図る。

ウ 不法投棄対策

不法投棄対策として4市町村、西秋川衛生組合、管内の警察署や地域の町内会・自治会など関係機関・団体等と連携した啓発活動、看板の設置、パトロールの強化や街灯の設置などを行うとともに、さらに監視や通報体制を充実し不法投棄防止を図る。

エ 清掃・美化活動の充実

4市町村では、行政と町内会・自治会が一体となって、一斉清掃活動を行っているが、広報等を利用しより多くの住民の参加を促すことで、この活動をさらに推進するとともに、環境教育の一環として環境保全への理解を深めてもらう。

オ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害発生時には、4市町村における一時的かつ急激な廃棄物の増加及び広域支援体制に基づく災害廃棄物処理に関する応援要請が予想されることから、それぞれの市町村が策定する災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域の連絡体制を構築する。

なお、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うため、具体的な収集、運搬、臨時集積地の選定などについても、今後策定する4市町村の廃棄物処理計画においても定めるものとする。

カ し尿処理汚泥の有効活用

有機性廃棄物リサイクル推進施設（汚泥再生処理センター）で発生する汚泥を含水率70%以下に脱水し、西秋川衛生組合のごみ焼却施設「高尾清掃センター」で助燃剤として可燃ごみと混焼することによりエネルギーの有効活用を図る。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

4市町村及び西秋川衛生組合は毎年度、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて4市町村、東京都及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料目次

- 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
- 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
- 様式3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
- 参考資料様式4 施設概要（し尿処理施設系）汚泥再生処理センター
- 参考資料様式5 施設概要（浄化槽系）
- 添付資料1 対象地域図
- 添付資料2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ
 - 2-1 人口の推移
 - 2-2 最終処分場の推移
 - 2-3 資源化量の推移
 - 2-4 ごみ量の推移
 - 2-5 総合原単位の推移
 - 2-6 生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率の推移
- 添付資料3 家庭ごみの現状と今後の具体的な分別区分
- 添付資料4 地域内の現有施設の位置（現況と予定）
- 添付資料5 現有施設の概要
- 添付資料6 浄化槽設置整備事業対象区域

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成27年度)

1 地域の概要

(1)地域名	あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町地域	(2)地域内人口	106,534 人	(3)地域面積	432.47 km ²
(4)構成市町村等名	あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町、西秋川衛生組合	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合名：西秋川衛生組合 ②組合を構成する市町村：あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町 ③設立(予定)年月日：昭和48年 7月 2日				

2 減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標	
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成33年度	
排出量	事業系 総排出量(トン)	0	0	0	0	0	0	(H26比 -)
	1事業所当たり排出量(トン/事業所)	0	0	0	0	0	0	
	家庭系 総排出量(トン)	31,579	31,646	31,310	31,370	31,425	31,156	(H26比 -0.9%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	237	238	238	242	230	230	
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	31,579	31,646	31,310	31,370	31,425	31,156	(H26比 -0.9%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	(0.0%)
	総資源化量(トン)	8,190 (25.9%)	8,702 (27.5%)	8,391 (26.8%)	8,485 (27.0%)	10,727 (34.1%)	10,704	(34.4%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	8,621	8,526	
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	22,123 (70.1%)	22,257 (70.3%)	21,975 (70.2%)	22,736 (72.5%)	22,250 (70.8%)	21,997	(70.6%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	3,943 (12.5%)	3,973 (12.6%)	4,057 (13.0%)	3,266 (10.4%)	1,521 (4.8%)	1,505	(4.8%)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式	施設竣工年月	処理能力(単位)	
第2御前石最終処分場	西秋川衛生組合	準好気性	有	87,000m ³	H13.3						継続
熱回収施設		ガス化溶融	有	117 t/日	H26.4						継続
粗大ごみ処理施設		破碎・選別	有	27 t/日	H26.4						継続
資源化施設		破碎・選別	有	11.2 t/日	H28.4						継続
修理・再生展示室		—	有	—	H28.4						継続
玉美園し尿処理施設		標準脱窒素処理方式	有(改造)	140 kL/日	H7.4	H31.3	老朽化、資源化	生物学的脱窒素処理方式+助燃剤化	H30.3	24 kL/日	
クリーンセンター(不燃物処理・資源化施設)		圧縮	有	10 t/日	H2.4						継続
奥多摩町一般廃棄物最終処分場	—	有	4,069m ³	H6.4						継続	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(添付資料4)

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成33年度
総人口		107,182	107,353	107,075	106,893	106,534	105,719
公共下水道人口	汚水衛生処理人口	88,604	90,055	92,525	93,028	93,969	98,448
	汚水衛生処理率	82.7%	83.9%	86.4%	87.0%	88.2%	93.1%
コミュニティプラント人口	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
集落排水施設人口	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽人口	汚水衛生処理人口	6,009	5,586	5,329	5,164	4,841	4,211
	汚水衛生処理率	5.6%	5.2%	5.0%	4.8%	4.5%	4.0%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	12,569	11,712	9,221	8,701	7,724	3,060

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料2)

5 合併処理浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月日	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	あきる野市	1,630	2,527	S61.4.1	70	425	H33	単独撤去5基含む。
	檜原村	104	419	S61.4.1	5	25	H33	
浄化槽市町村整備推進事業	奥多摩町	222	545	H16.4.1	8	40	H33	単独撤去8基含む。

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付した。（添付資料6）

※奥多摩町は現有基数のうち176基は町浄化槽設置事業にて設置し、浄化槽普及率81%となる。

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成27年度)

事業種別	事業番号*	事業主体名称	規模	事業期間 交付期間		総事業費 (千円)					交付対象事業費 (千円)					備考			
				単位	開始	終了	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度		平成 32年度		
○し尿処理に関する事業						1,858,248	282,400	1,229,641	346,207	0	0	1,098,000	244,000	854,000	0	0	0		
(仮称)西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備事業	1	西秋川衛生組合	24	kL/日	H28	H30	1,858,248	282,400	1,229,641	346,207	0	0	1,098,000	244,000	854,000	0	0	0	
○浄化槽に関する事業						33,240 42,120	6,648	6,648	6,648 11,088	6,648 8,868	6,648 8,868	33,240 42,120	6,648	6,648	6,648 11,088	6,648 8,868	6,648 8,868		
浄化槽設置整備事業	2	あきる野市	70	基	H28	H32	31,020	6,204	6,204	6,204	6,204	6,204	31,020	6,204	6,204	6,204	6,204	6,204	注1
	2	檜原村	5	基	H28	H32	2,220	444	444	444	444	444	2,220	444	444	444	444	444	注2
浄化槽市町村整備推進事業	3	奥多摩町	8	基	H30	H32	8,880			4,440	2,220	2,220	8,880			4,440	2,220	2,220	単独撤去 8基含む。
合計						1,891,488 1,900,368	289,048	1,236,289	352,855 357,295	6,648 8,868	6,648 8,868	1,131,240 1,140,120	250,648	860,648	6,648 11,088	6,648 8,868	6,648 8,868		

*事業番号については、計画本文3(3)表5、表6及び様式3の施設整備に関する番号と一致する。

注1 平成28年度年度間調整額854千円 (H25~27交付実績額4,776千円-H25~27までの執行実績額3,922千円=854千円)
平成28~32年度の70基のうち単独撤去5基含む

注2 平成28年度年度間調整額458千円 (H23~27交付実績額606千円-H23~27までの執行実績額148千円=458千円)

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称等	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
発生抑制・再 使用の推進に 関するもの	11	ごみの有料化	戸別収集・有料化により、排出抑制に資する。	あきる野市 日の出町	H28	H32		有料化の実施継続					
			指定有料袋による収集を行い、排出抑制に資する。	奥多摩町	H28	H32		有料化の実施継続					
			戸別収集・有料化により、排出抑制に資する。	檜原村	H28	H32		導入の検討					
	12	環境境域、普及啓発、助成	見学会等の積極的な受け入れや、ホームページ等による啓発活動、さらに生きた環境教育の普及啓発を推進する。	4市町村	H28	H32		普及啓発					
			集団回収補助事業や生ごみ堆肥化容器等の補助制度の充実と推進を図る。				補助制度の充実と推進						
13	マイバッグ運動、レジ袋対策	公募市民、事業者等により「ごみ会議」を設置し、ごみ減量意識向上のための活動を行う。	あきる野市	H28	H32		普及啓発						
		マイバッグの無料配布、キャンペーンの実施及びスタンプカード制度による還元。	4市町村	H28	H32		普及啓発						
14	資源化の推進	住民、関係団体、事業者及び行政の連携を図り、集団回収による資源化、ちゅう芥類の減容化・再利用、割り箸の不利用等を推進する。	4市町村	H28	H32		普及啓発						
15	生活排水対策	生活排水対策に関する普及啓発活動を行う。	4市町村	H28	H32		普及啓発						
処理体制の構築、変更に関するもの	21	家庭ごみの分別区分の変更	家庭ごみの分別区分の統一化を図る。	4市町村	H28	H32		分別区分の統一化検討					
	22	事業系一般廃棄物の排出事業者の処理計画策定	大規模事業者に対してごみ減量、再利用に関する計画書の提出を徹底する。	4市町村	H28	H32		事業者の処理計画策定					
	23	汚泥再生処理センターでの汚泥の資源化	し尿、浄化槽汚泥及び下水汚泥の資源化（助燃剤化）を行う。	西秋川衛生組合	H30	H32		施設の整備				関連事業 1	
処理施設の整備に関するもの	1	（仮称）西秋川衛生組合汚泥再生処理センター整備事業	有機性資源の有効利用を推進するための汚泥再生処理センターを整備する。	西秋川衛生組合	H28	H30	○	建設工事				関連事業 23	
	2	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の設置に対する補助金を交付する。	あきる野市 檜原村	H28	H32	○	合併処理浄化槽整備					
	3	浄化槽市町村整備推進事業	町が主体となって実施する合併処理浄化槽の整備	奥多摩町	H30	H32	○	合併処理浄化槽整備					
その他	41	再生利用品の拡大事業	熱回収施設により生成された溶融スラグの利用促進	4市町村	H28	H32		普及啓発					
	42	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	廃家電のリサイクルについて、普及啓発を行う。	4市町村	H28	H32		普及啓発					
	43	不法投棄対策	パトロールの強化、街灯の設置等を行い、不法投棄防止を図る。	4市町村 西秋川衛生組合	H28	H32		パトロール強化・街灯の設置					
	44	清掃・美化活動の充実	市町村内の自治会を主体に一斉清掃活動を行っているが、さらに推進するとともに環境保全への理解を深める。	4市町村	H28	H32		一斉清掃活動の推進					
	45	災害時の廃棄物処理に関する事項	4市町村が策定する災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域処理体制の確保を図るため、区域内及び周辺地域との連携体制を構築する。	4市町村 西秋川衛生組合	H28	H32		災害時の廃棄物処理体制の確保・連携体制の構築					
	46	し尿処理汚泥の有効活用	発生汚泥の助燃剤化によるエネルギーの有効活用を行う。	西秋川衛生組合	H31	H32						助燃剤利用の開始	

施設概要（し尿処理施設系）

都道府県名： 東京都

(1) 事業主体名	西秋川衛生組合
(2) 施設名称	(仮称) 西秋川衛生組合汚泥再生処理センター
(3) 工期	平成28年度～平成30年度
(4) 施設規模	処理能力 24kL/日
(5) 形式及び処理方式	生物学的脱窒素処理方式
(6) 地域計画内の役割	地域内で発生するし尿、浄化槽汚泥及び下水汚泥の一部を資源化（助燃剤化）する。
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	助燃剤化
(9) 資源化物の利用計画	脱水汚泥の含水率を70%以下とし、ごみ焼却施設で助燃剤として可燃ごみと混焼することによりエネルギーの有効活用を図る。

「コミュニティプラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び 面積	人口 人 面積 m ²
(11) 計画地域の性格	

(12) 事業計画額	1,858,248 千円
------------	--------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	あきる野市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	<p>公共水域の水質改善、汚染防止を目的に、下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置を推進していくものとする。</p> <p>地区によっては今後人口の減少も見込まれることから、公共下水道整備と浄化槽設置の維持管理費など費用対効果の比較を行い、地域特性、水質保全効果、経済性などの観点から、公共下水道で整備する区域と、合併処理浄化槽で整備する区域ごとに分類し、整備を図る。</p>
(4) 事業期間	平成28年度～32年度
(5) 事業対象地域の要件	あきる野市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第3条により、下水道法第4条第1項の規定により策定された事業計画に定める予定処理区域以外の地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 31,020 千円 うち ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

区分	交付対象基数 (人分)	うち	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
		単独撤去			
5人槽	40基 (200人分)	5基	15,990	15,990	15,990
6～7人槽	25基 (175人分)	基	12,150	12,150	12,150
8～10人槽	5基 (50人分)	基	2,880	2,880	2,880
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	70基 (425人分) 改築を除く	5基	31,020	31,020	31,020

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	檜原村
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	<p>本村は秋川の最上流部に位置し、秋川流域の水質を保全する責任は重大であることから、平成18年度より公共下水道の供用開始を行っている。</p> <p>生活排水処理の方法については、村内全ての家屋について、公共下水道による整備を行った場合と、合併処理浄化槽による整備を行った場合との費用比較や、費用対効果を検証し、公共下水道を整備する地区以外の区域については、合併処理浄化槽による生活排水の適正な処理を進めている。</p>
(4) 事業期間	平成28年度～32年度
(5) 事業対象地域の要件	<p>檜原村合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第3条に規定する地域 [檜原村合併処理浄化槽設置事業補助金交付に係る実施要綱2. 補助対象地域]</p> <p>(1) 下水道法第4条第1項による公共下水道事業認可を受けていない地域のうち、村等において、整備する公共下水道類似施設であって、国の承認又は採択を受けた事業計画区域を除いた地域</p> <p>(2) (1)に掲げる地域以外の地域であって、水質汚濁防止法第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域で、公共下水道又は公共下水道類似施設の整備が原則として7年以上見込まれない地域</p>
(6) 事業計画額	<p>交付対象事業費 2,220千円</p> <p>うち</p> <p>・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業に係る事業費 千円</p>

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

(千円)

区分	交付対象基数 (人分)	うち	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
		単独撤去			
5人槽	5基 (25人分)	基	2,220	2,220	2,220
6～7人槽	基 (人分)	基			
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	5基 (25人分) 改築を除く	基	2,220	2,220	2,220

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 東京都

(1) 事業主体名	奥多摩町
(2) 事業名称	浄化槽市町村整備推進事業
(3) 事業の実施目的及び内容	住民の生活環境の改善はもとより、都民の水源でもある小河内貯水池および多摩川の水質を保全するため、平成10年度より公共下水道小河内処理区が供用開始された。奥多摩処理区については、平成28年度で全区域の供用開始を行っている。公共下水道の区域外となった地区については、合併処理浄化槽での生活排水の適切な処理を行い、水環境の向上を図ることとする。
(4) 事業期間	平成30年度～32年度
(5) 事業対象地域の要件	町内下水道処理区域外全域を浄化槽整備区域とする。
(6) 事業計画額	交付対象事業費 8,880千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽市町村整備推進事業の場合】

(千円)

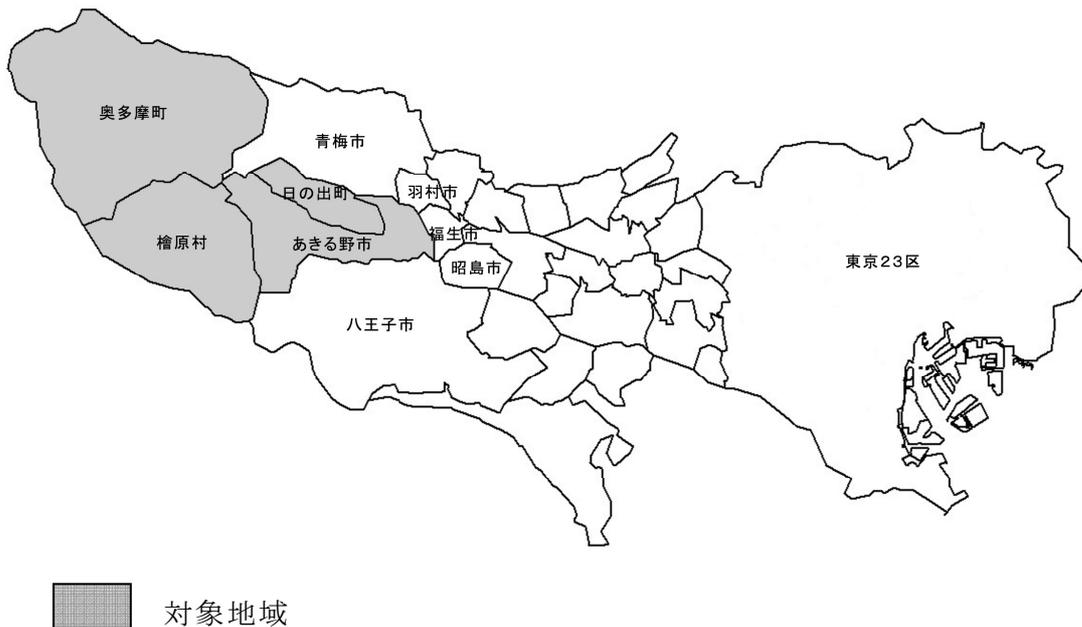
	交付対象基数		基準額	対象経費 支出予定額	選定額
	(40人分)	うち 単独撤去			
5人槽	8基 (40人分)	8基	8,880千円	8,880千円	8,880千円
6～7人槽	基 (人分)	基			
8～10人槽	基 (人分)	基			
11～15人槽	基 (人分)	基			
16～20人槽	基 (人分)	基			
21～25人槽	基 (人分)	基			
26～30人槽	基 (人分)	基			
31～40人槽	基 (人分)	基			
41～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
事務費等					
合計	8基 (40人分)	8基	8,880千円	8,880千円	8,880千円

■ 添付資料1 対象地域図

(広域位置図)

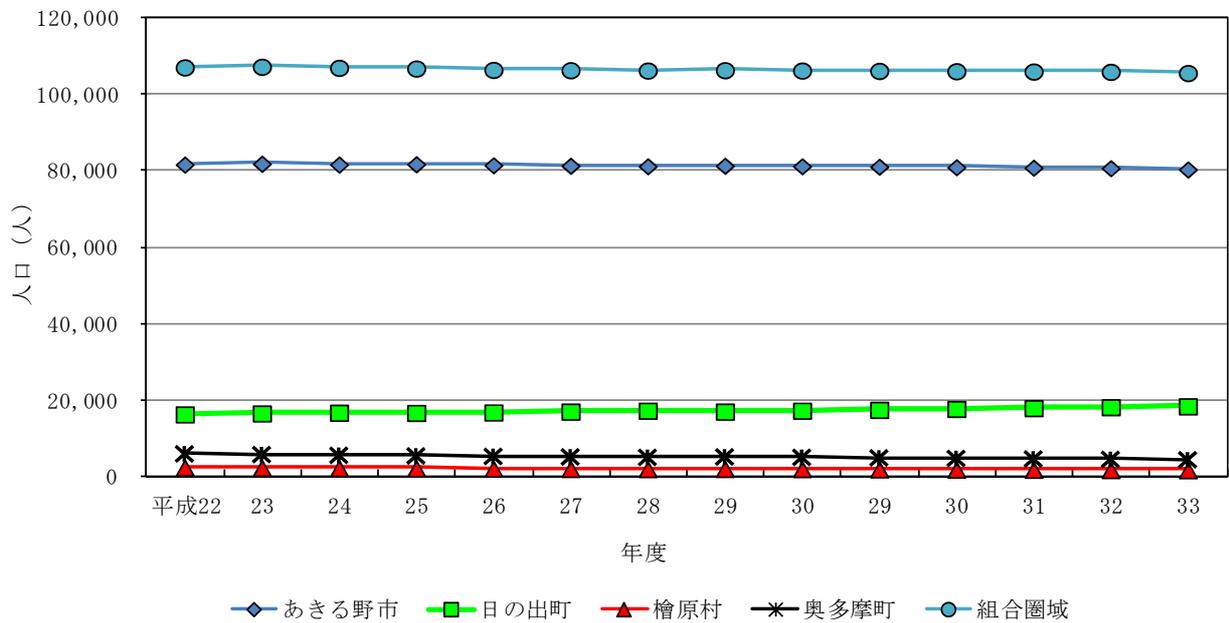


(東京都位置図)

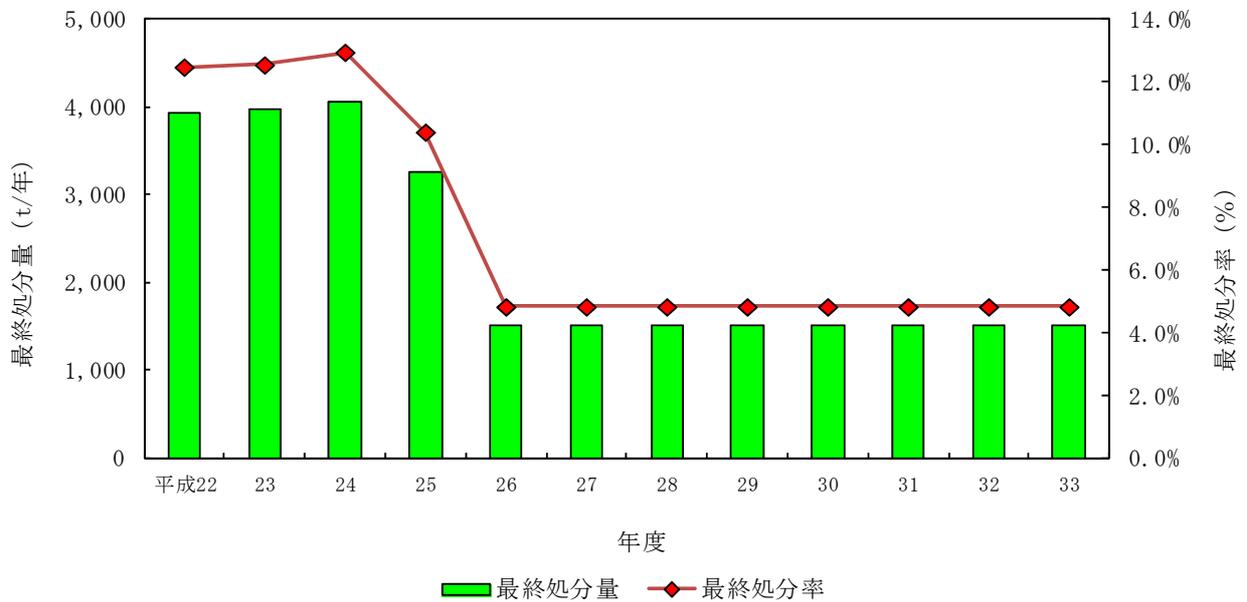


■ 添付資料2 指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ

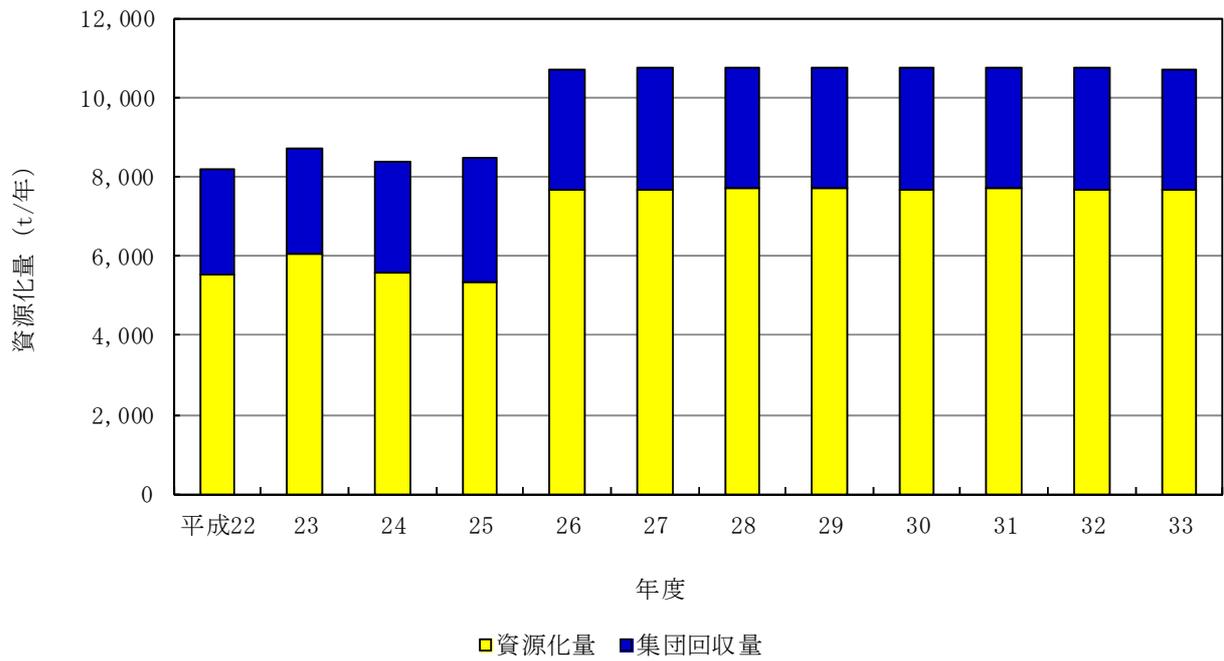
2-1 人口の推移



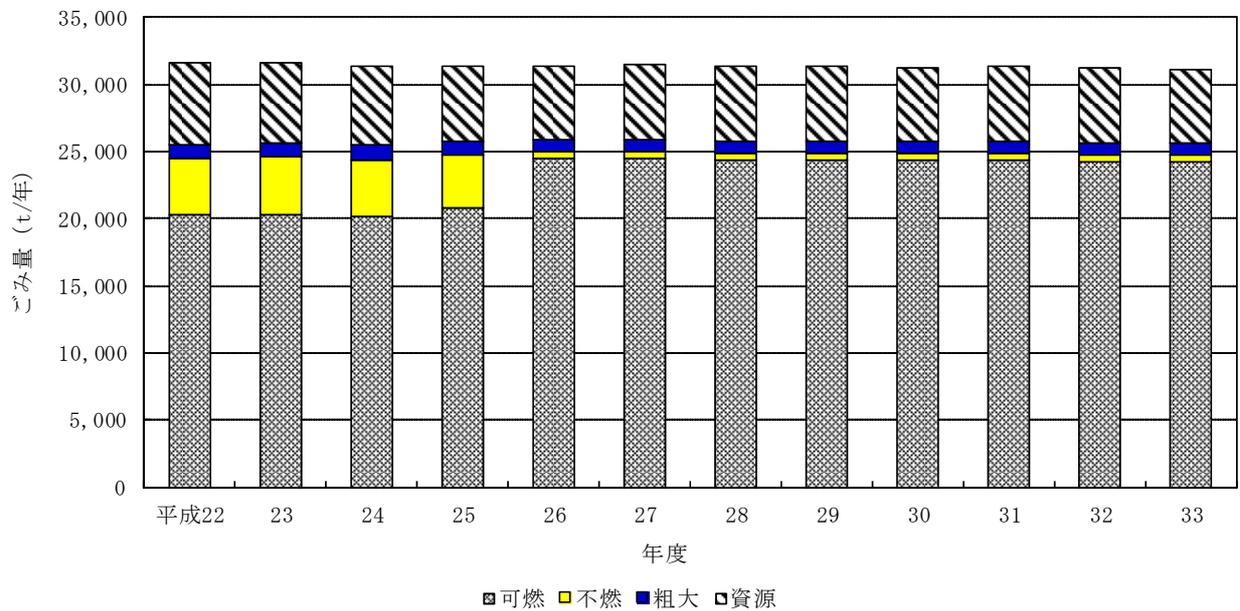
2-2 最終処分場の推移



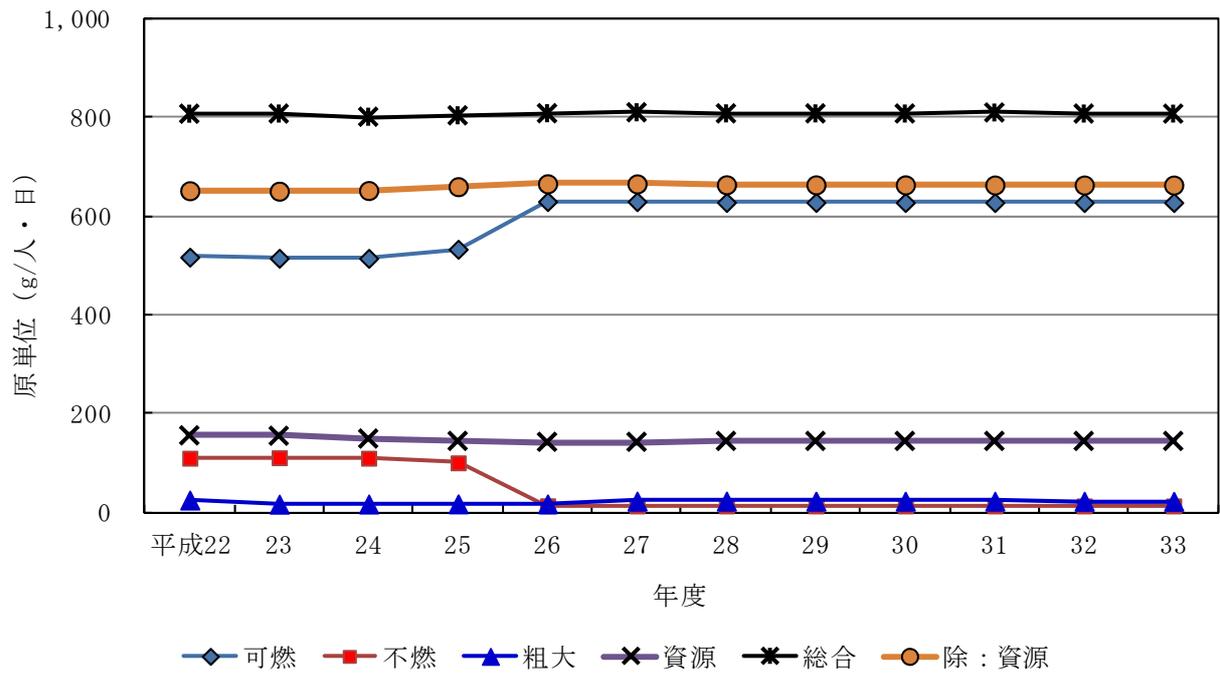
2-3 資源化量の推移



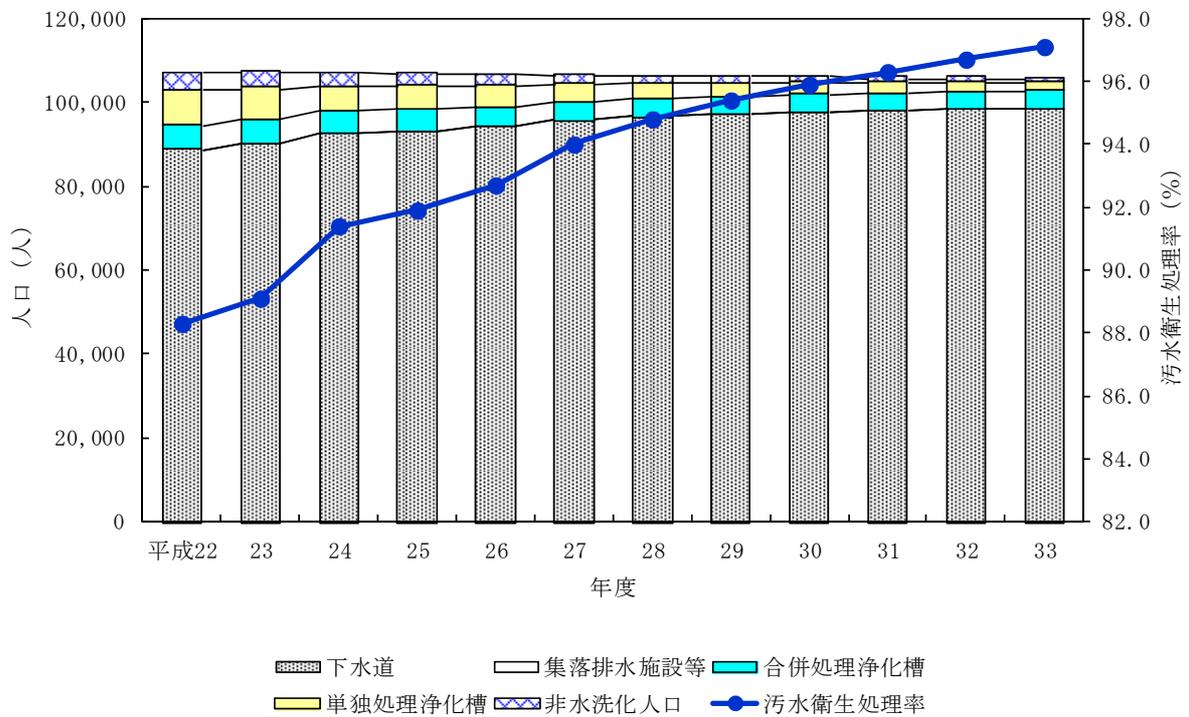
2-4 ごみ量の推移



2-5 総合原単位の推移



2-6 生活排水処理形態別人口及び汚水衛生処理率の推移

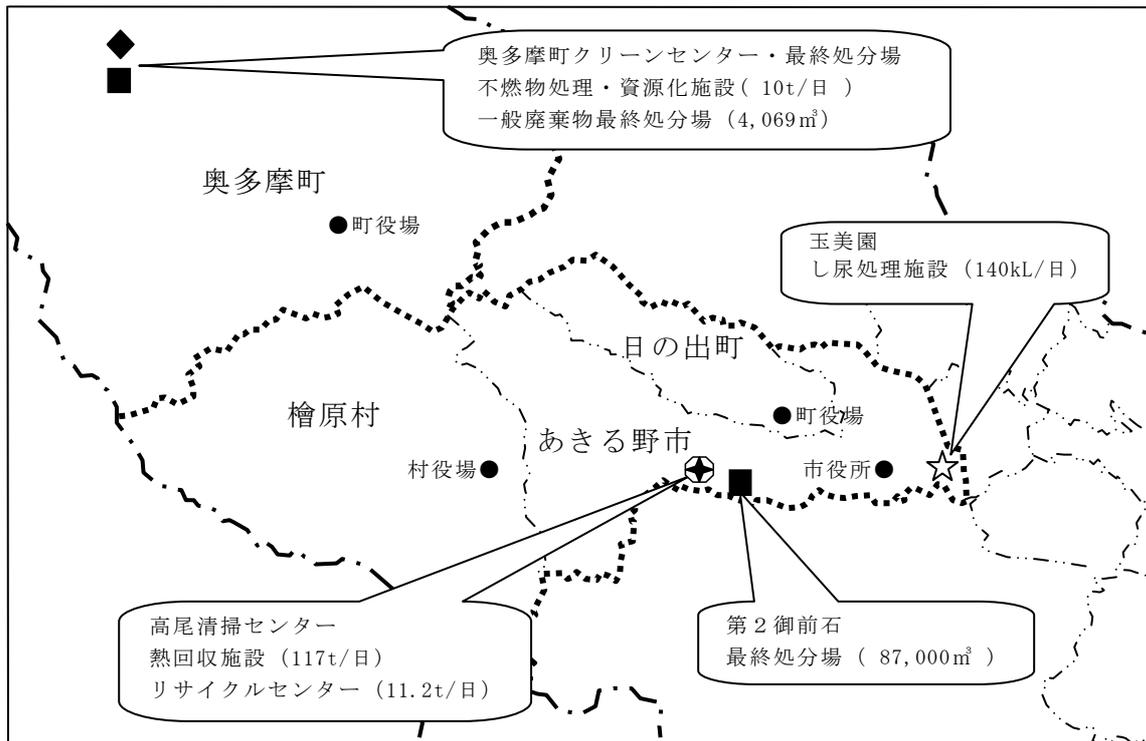


■ 添付資料3 家庭ごみの現状と今後の具体的な分別区分

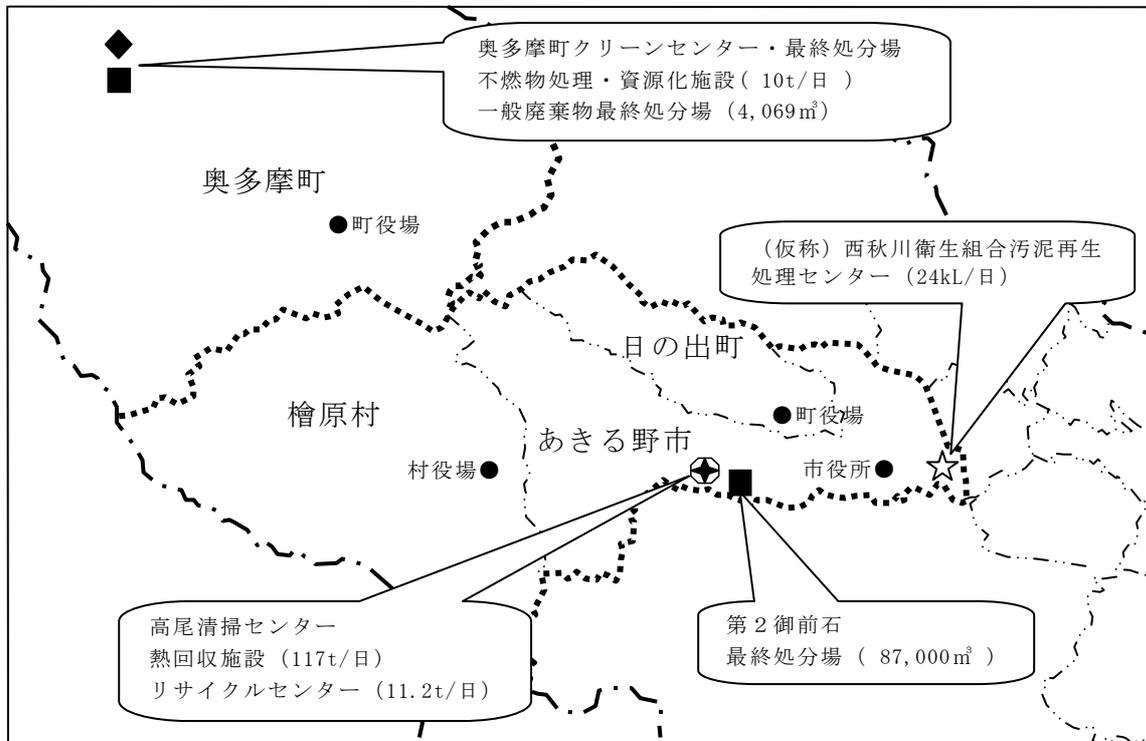
現状		種類	今後	
区分	処理方法		区分	処理方法
可燃ごみ	溶融資源化 資源化 (金属・スラ グ) 埋立＝飛灰	生ごみ類	可燃ごみ	溶融資源化 資源化 (金属・スラ グ) 埋立＝飛灰
		紙類 (非資源対象)		
		衛生品類		
		生活用品		
		紙おむつ		
		葉・草・板・棒		
		木の枝		
		プラスチック		
		皮革類		
		ゴム・ビニール		
		資源物対象外		
その他				
不燃ごみ	選別・埋立	ガラス類・陶磁器類	不燃ごみ	選別→破碎 →資源化・溶 融
		小型家電製品		
		鋭利なもの (包丁・針・釘など)		
		その他		
資源	資源化	白色トレイ	資源	資源化
	選別・圧縮・ 資源化	ペットボトル		選別・圧縮・ 資源化
		金属類		選別・資源化
		缶類		
	選別・資源化	びん類		再生・資源化
		新聞紙		
		雑誌類		
		ダンボール		
再生・資源化	紙パック	再生・資源化		
	布類			
有害ごみ	選別・資源化	スプレー缶	有害ごみ	選別・資源化
		カセットボンベ		
	選別・委託処 理	蛍光管		選別・委託処 理
		乾電池		
		体温計		
粗大ごみ	破碎→選別 →資源化・溶 融	電気・ガス・石油器具	粗大ごみ	破碎→選別 →資源化・溶 融
		家具・寝具		
		趣味・健康用品		
		その他		

■ 添付資料4 地域内の現有施設の位置（現況と予定）

[現状]



[将来]



- ◆ : 不燃物・資源化施設
- : 最終処分場
- : 熱回収施設
- ◆ (with circle) : リサイクルセンター
- ☆ : し尿処理施設 (汚泥再生処理センター)

■ 添付資料5 現有施設の概要

名称	西秋川衛生組合高尾清掃センター		
所在地	あきる野市高尾521番地		
処理施設	熱回収施設		資源化処理施設（整備中）
	焼却設備	不燃・粗大ごみ 処理設備	
処理能力	117 t / 日 (58.5t/日×2基)	27 t / 日	缶・びん・ペットボトル=11.2t/日 紙類・布類・白色トレイ・有害ごみ =17.1t/日
稼働時間	24時間/日	5時間/日	—
処理方法	流動床式ガス化溶融炉	破碎	選別・圧縮・圧縮梱包・保管
竣工年度	平成25年度	平成25年度	平成27年度

名称	西秋川衛生組合第2御前石最終処分場
所在地	あきる野市網代483番地外
形式・処理方法	準好気性
埋立面積	1.01ha
全体容量	87,000m ³
埋立予定期間	平成12年度～平成55年度（予定）
埋立廃棄物の種類	焼却残さ及び資源化不適残さ
竣工年度	第1期平成12年度、第2期平成15年度、第3期平成22年度

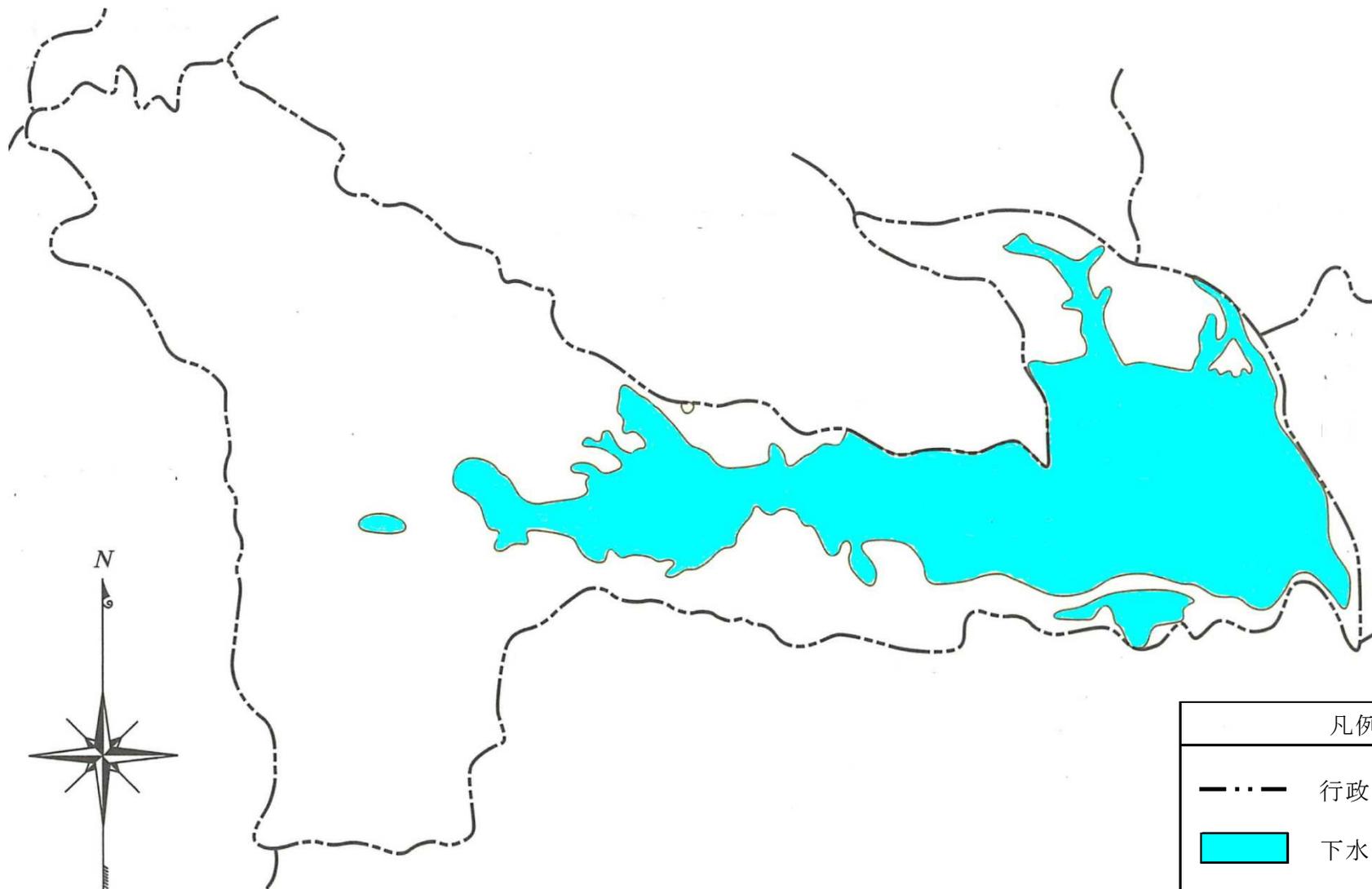
名 称	奥多摩町クリーンセンター
所 在 地	東京都西多摩郡奥多摩町海沢 8 5 0 - 1 及び 3
処 理 施 設	不燃物処理・資源化施設
処 理 能 力	10t/日
稼 働 時 間	5 時間/日
処 理 方 法	圧縮
竣 工 年 度	平成 2 年 3 月

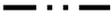
名 称	奥多摩町クリーンセンター一般廃棄物最終処分場
所 在 地	東京都西多摩郡奥多摩町海沢 8 5 0 - 3
形式・処理方法	—
埋 立 面 積	1, 020m ³
全 体 容 量	4, 069m ³
埋立予定期間	平成 6 年度～未定
埋立廃棄物の種類	焼却残さ及び資源化不適残さ
竣 工 年 度	平成 6 年 3 月

名 称	西秋川衛生組合玉美園し尿処理施設
所 在 地	東京都あきる野市小川東 1 - 1 - 1
処 理 能 力	140kL/日
稼 働 時 間	24時間/日
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式＋凝集沈殿
竣 工 年 度	平成 6 年度（改造）

■ 添付資料6 浄化槽設置整備事業対象区域

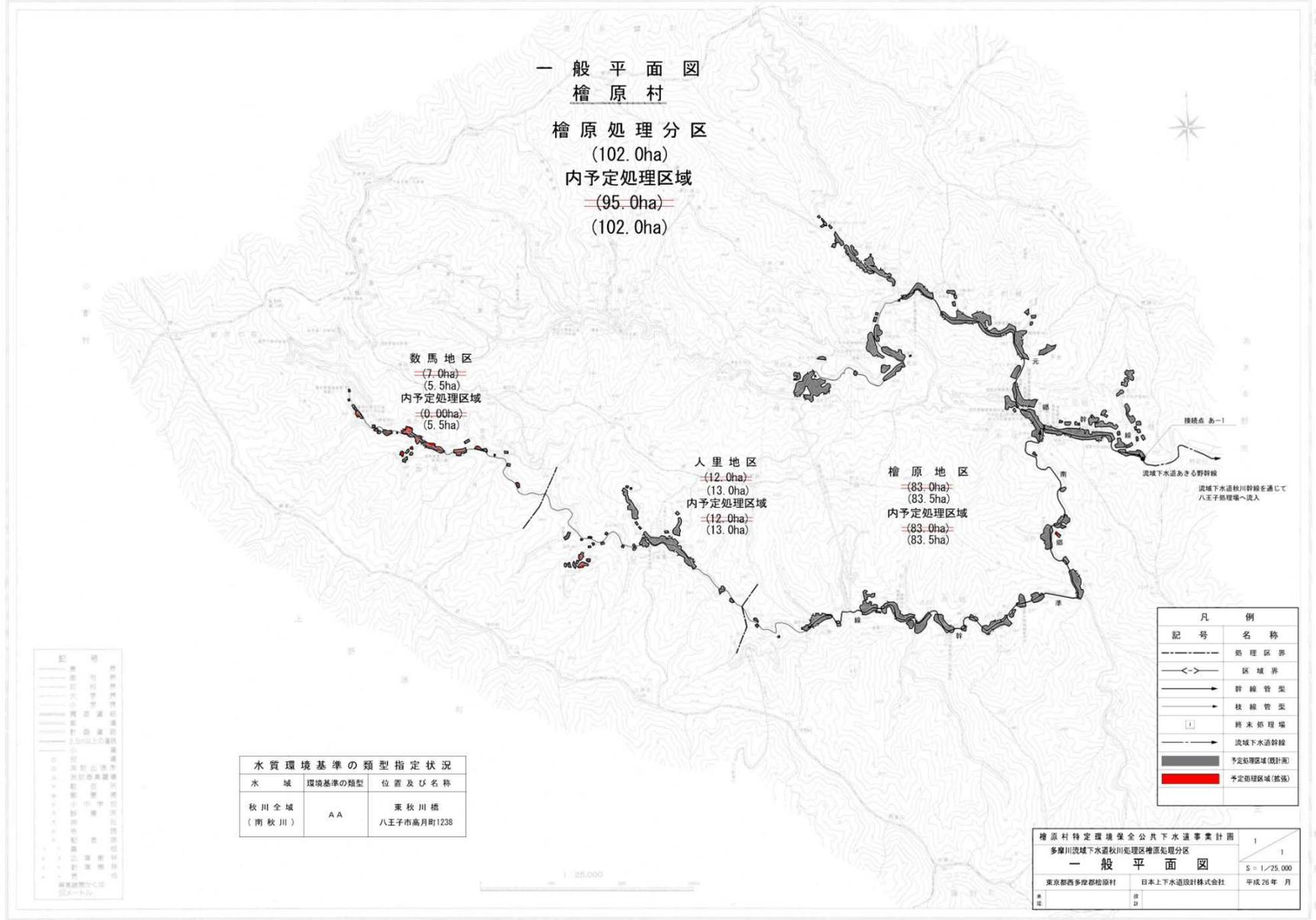
[あきる野市]



凡例	
	行政区域
	下水道処理区域

一般平面図
檜原村

檜原処理分区
(102.0ha)
内予定処理区域
~~(95.0ha)~~
(102.0ha)



数馬地区
~~(7.0ha)~~
(5.5ha)
内予定処理区域
~~(0.00ha)~~
(5.5ha)

人里地区
~~(12.0ha)~~
(13.0ha)
内予定処理区域
~~(12.0ha)~~
(13.0ha)

檜原地区
~~(83.0ha)~~
(83.5ha)
内予定処理区域
~~(83.0ha)~~
(83.5ha)

接続点 あ-1
流域下水道あきる野幹線
流域下水道秋川幹線を通じて
八王子処理場へ流入

水質環境基準の類型指定状況		
水域	環境基準の類型	位置及び名称
秋川全域 (南秋川)	AA	東秋川橋 八王子市高月町1238

凡例	
記号	名称
---	処理区界
---<--->---	区域界
→	幹線管渠
→	枝線管渠
□	将来処理場
→	流域下水道幹線
■	予定処理区域(概計画)
■	予定処理区域(指定)

檜原村特定環境保全公共下水道事業計画	1
多摩川流域下水道秋川処理区檜原処理分区	1
一般平面図	S = 1/25,000
東京都西多摩郡檜原村	日本上下水道設計株式会社
	平成26年 月

[奥多摩町]

